

**国民年金のお知らせ「国民年金保険料追納制度」 ～保険料の後払い(追納)をおすすめします！～**

国民年金保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

**<追納できる期間>**

追納できるのは、追納が承認された月から10年以内の免除等期間に限られています。追納が承認された期間のうち、原則古い期間から順に納付していただきます。なお、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

**平成27年度中に追納できる保険料の金額**

免除などが承認された月の年度	全額免除 若年者納付猶予学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度	14,880円	—	7,440円	—
平成18年度	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円

※加算額を上乗せした金額を表示しています。

追納を希望する場合は「追納申込書」の提出が必要です。

京都西年金事務所(TEL075-315-1829)へ問い合わせるか、市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口)へお越しください。

**問** 市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口)TEL25-5020、FAX25-5021

(保険医療課)

**国民年金保険料は口座からの引き落としが便利です**

国民年金保険料の口座振替は、毎月指定した口座から引き落としされるので納め忘れの心配がありません。また金融機関などへ行く手間が省けてとても便利です。

さらに、前納制度をご利用いただくと、現金で毎月保険料を納付した場合に比べ、割引になり大変お得です。

**●支払方法**

毎月納付	毎月の保険料を翌月末に引き落とし
毎月納付(早割)	毎月の保険料を当月末に引き落とし
6カ月前納	4月～9月分の保険料を4月末に、10月～翌年3月分までの保険料を10月末に引き落とし
1年前納	1年度分(4月～翌年3月分)の保険料を4月末に引き落とし
2年前納	2年度分(4月～翌々年3月分)の保険料を4月末に引き落とし

※毎月納付(早割)、2年前納は口座振替でのみ取扱います

**●保険料**

平成27年度(参考)		本来納付額	前納額	割引額
毎月納付		15,590円	—	—
毎月納付(早割)		15,590円	15,540円	50円
6カ月前納	納付書	93,540円	92,780円	760円
	口座		92,480円	1,060円
1年前納	納付書	187,080円	183,760円	3,320円
	口座		183,160円	3,920円
2年前納	納付書	382,200円	—	—
	口座		366,840円	15,360円

※平成28年度保険料額は、平成28年2月頃に確定する予定です。

**●申し込み**

年金事務所、市役所保険医療課国民年金係(1階4番窓口)に備え付けの「口座振替納付(変更)申出書」に必要な事項を記入いただき、年金事務所(郵送可)、金融機関、市役所保険医療課国民年金係の窓口へ提出ください。

※申し込みから、手続きが完了し引き落としが開始されるまでに数週間～2カ月程度かかります。平成28年4月分からの引き落としを希望される場合は2月29日(月)までに申し込みください。

**●手続きに必要なもの**

・年金手帳(基礎年金番号の確認ができるもの)・預金通帳・通帳届出印

**問** 京都西年金事務所(TEL075-315-1829)、

市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口)TEL25-5020、FAX25-5021

(保険医療課)

**車に乗るときは、全席シートベルトを着用しましょう**